

関西フィルへのご寄附に対する 税制上の優遇措置について

関西フィルハーモニー管弦楽団は「公益財団法人」として大阪市より寄附金控除の対象となる証明を受けています。寄附金のご協力を頂きますと、以下のとおり、税制上の優遇措置が受けられます。(2019年1月以降の寄附が対象となります。)

個人のお客様

所得税の控除

確定申告にて所得控除されます。

所得控除：年間寄附金額から2千円を差し引いた金額が所得控除されます。

個人住民税の控除

大阪府、および大阪市にお住まいの方(ご寄附された翌年1月1日のご住所)は、住民税(府民税・市民税)の寄附金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。

法人のお客様

法人のお客様は法人税の計算において、「一般寄附金」としての損金参入枠に加え、「公益財団法人に対する寄附金」として一定限度額内での損金算入が認められます。

- 一般寄附金： $(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \div 4$
- 公益財団法人に対する寄附金： $(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$


※「資本金等」=資本金と資本積立金の合計額

※寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

入金確認後、領収書をご郵送いたします。
領収書はお捨てにならないよう
ご注意ください!

「公益法人」とは

認定法に定められた公益認定基準を満たしていると、行政庁(内閣府又は都道府県)から認められた法人を言います。



税金や確定申告の詳細については、最寄りの税務署にご相談ください。

お問い合わせ

公益財団法人

 **関西フィルハーモニー管弦楽団**
KANSAI PHILHARMONIC ORCHESTRA

TEL: 06-6577-1381

FAX: 06-6577-1383

E-mail: kpo1982@kansaiphil.jp

ホームページ: <http://www.kansaiphil.jp>

※2019年1月現在の施行法令に基づいております。

※当楽団は遺贈や遺産の寄附を承っております。詳しくは楽団事務局までお問い合わせください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

5万円以上

貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。